

IV. 卷末資料

1 東北海運局の沿革

明治 31 年 9 月

逓信省東京船舶司検支所が石巻に設置された。

明治 32 年 6 月

海事局官制により東京海事局石巻海務署と改称、船舶職員及び水先人の試験、船舶の測度及び検査、その他法令の定むるところに従い管海官庁の事務をとることとなった。

明治 43 年 3 月

海務署廃止され、同事務は逓信管理局の所管となり、海事部が設置された。

大正 2 年 6 月

官制改正により石巻海事部は北部逓信局海事部となった。

管轄区域は東北 6 県。

大正 8 年 3 月

管轄区域東北 6 県及び新潟県となる。

大正 8 年 5 月

官制改定により、仙台逓信局海事部となった。

昭和 10 年 11 月

仙台逓信局海事部青森出張所が設置された。

管轄区域は青森県及び秋田県。

昭和 11 年 10 月

管轄区域のうち新潟県は東京地方逓信局海事部へ移管。

昭和 13 年 4 月

海事部の塩釜誘致問題が起こり、請願書が塩釜町長より逓信大臣に提出された。

昭和 16 年 12 月 19 日

官制改正により逓信省管船局、灯台局が廃止され、外局として海務院官制が施行された。

これに伴い、地方組織は海事部が海務局となり、横浜海務局、塩釜支局及び青森支局が設けられた。

昭和 18 年 11 月 1 日

官制改正により、運輸通信省が設置されるとともに、塩釜海運局が新設され東北 6 県が管轄、下部組織として、青森、八戸、船川、釜石支局、石巻分室が設置された。

昭和 19 年 6 月 1 日

塩釜海運局酒田支局設置、石巻分室は出張所となった。

昭和 20 年 6 月 1 日

官制改定により、運輸通信省を運輸省に改め（昭和 20.5）、塩釜海運局は東北海運局と改称された。
船川海運監理部、同土崎出張所、同酒田支部が設置された。

昭和 20 年 10 月 31 日

船川海運監理部廃止、東北海運局船川支局、同支局土崎出張所、同酒田支局が設置された。

昭和 20 年 11 月 21 日

大湊支局、釜石支局の宮古出張所が新設された。

昭和 21 年 2 月 1 日

船川支局の土崎出張所廃止、釜石支局は東北海運局釜石出張所に、釜石支局宮古出張所は東北海運局宮古出張所となった。

昭和 22 年 4 月 16 日

東北海運局小名浜出張所が新設された。

昭和 22 年 11 月 1 日

小名浜出張所、宮古出張所が支局に昇格、釜石出張所は宮古支局釜石出張所となり、さらに大船渡、女川、気仙沼、渡波（未開設）に本局直轄の出張所が新設され、また、船川支局土崎出張所が設置された。

昭和 23 年 5 月 1 日

海上保安庁の新設に伴い、港則法及び船舶職員法事務が移管、同時に海運局長が海上保安本部長を兼任することになった。

昭和 23 年 12 月 10 日

釜石出張所が支局に昇格。

昭和 24 年 1 月 1 日

船舶検査事務を海上保安本部に移管した。

昭和 24 年 6 月 1 日

運輸省設置法を施行（日本国有鉄道分離）、外局に船員労働委員会、海難審判庁等設置される。

昭和 26 年 6 月 16 日

大湊支局が廃止され、青森支局大湊出張所設置、船川支局土崎出張所は、船川支局秋田出張所となった。

昭和 26 年 8 月 26 日

東北海運局総務部仙台分室が設置された。

昭和 27 年 8 月 1 日

運輸省設置法等の改正により、一時海上保安庁の所管となった港則法及び船舶職員法、船舶検査、海難防止関係事務が再び海運局に移管されるとともに船員公共職業安定所が本局船員部と青森支局に内部機構として編入された。

昭和 31 年 3 月 1 日

八戸支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 32 年 2 月 1 日

支局等組織規程の一部改定により、気仙沼出張所は支局に昇格、大船渡出張所は同支局の出張所となり、青森支局大湊出張所は廃止となった。

昭和 34 年 4 月 1 日

小名浜支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 36 年 3 月 1 日

気仙沼支局に船員職業安定所が新設された。

昭和 36 年 7 月 20 日

支局等組織規程の一部改正により、石巻出張所は支局に昇格、女川出張所は同支局の出張所となった。

昭和 37 年 2 月 28 日

仙台分室が廃止された。

昭和 41 年 5 月 20 日

運輸省設置法の一部改正により、港則法に関する事務を海上保安部に移管した。

昭和 43 年 4 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、八戸支局に課制が設けられた。

昭和 44 年 4 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局、同支局船川分室が設置された。

昭和 44 年 4 月 1 日

業務移管により運航部に内陸倉庫、冷蔵倉庫関係業務の一部が陸運局から移管された。

昭和 44 年 10 月 1 日

支局等組織規程の一部改正により、石巻支局女川出張所が廃止された。

昭和 45 年 3 月 31 日

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局船川分室が廃止された。

昭和 45 年 5 月 20 日

運輸省設置法の一部改正により、倉庫業法関係業務が海運局に全部移管されるとともに港運課が港運倉庫課に変更された。

昭和 50 年 10 月 1 日

運輸省組織規程の一部改正により、運航部に運航監理官が新設された。

昭和 53 年 4 月 1 日

酒田、釜石支局に船員職業安定係が設けられた。八戸、小名浜、気仙沼支局の船員職業安定所が船員職業安定係に変更された。

昭和 54 年 4 月 6 日

運輸省組織規程の一部改正により、船員部に船舶職員課が新設された。

昭和 55 年 1 月 1 日

秋田、石巻支局に船員職業安定係が設けられた。

昭和 56 年 4 月 3 日

支局等組織規程の一部改正により、小名浜支局に課制が設けられるとともに、船員職業安定所が新設された。

昭和 57 年 4 月 6 日

運輸省組織規程の一部改正により、船舶部登録測度課が廃止されて船舶測度官が新設されるとともに、船員部厚生課が安全衛生課に組織替えされた。

昭和 57 年 12 月 31 日

支局等組織規程の一部改正により、気仙沼支局大船渡出張所が廃止された。

昭和 59 年 7 月 1 日

運輸省設置法の改正に伴い東北海運局と仙台陸運局が統合になり、東北運輸局となった。

2 仙台陸運局の沿革

昭和 22 年 3 月 22 日

昭和 22 年 3 月 22 日運輸省告示第 71 号「鉄道局自動車事務所を設置する件」で、各都道府県に自動車事務所が設置され、鉄道局長の指揮下におかれた。

これは、臨時物資需給調整法（昭和 21 年 10 月 1 日法律第 32 号）に基づく自動車及び軽車両用指定生産資材等の割当事務を行うため、運輸省官制第 17 条に基づいて設置されたもので、鉄道局内部の事務取扱機関にすぎなかったが、警察庁行政機構改革を機として、自動車行政の一元化が行われ地方庁の自動車運送、整備事業、小運搬、事業組合等に関する権限が運輸省に移管されたため同年 5 月から自動車事務所は、これらを包括して実質的に自動車行政の地方官庁としての機能を営むことになった。

昭和 23 年 1 月 1 日

道路運送法（昭和 22 年 12 月 16 日法律第 191 号）の実施に伴い、従来の自動車事務所が廃止され、各都道府県に道路運送監理事務所が設置された。

道路運送監理事務所の所掌事務は、道路運送法関係事務のうち同法第 4 条及び同法施行令の規程によって委任された事項並びに臨時物資需給調整法関係事務のうち内部委任された事項であった。

また、宮城道路運送監理事務所は、特定道路運送監理事務所として、福島、宮城、岩手、青森の四県にわたる広域行政を担当することになった。

昭和 24 年 6 月 1 日

運輸省設置法（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 157 号）の制定により全国 9 カ所の特定道路運送監理事務所はそれぞれ陸運局として発足した。

所掌事項は、従来特定道路運送監理事務所の行った行政部門とし、鉄道局の所掌した地方鉄道軌道、専用鉄道、索道、小運送及び倉庫業並びに観光等に関する行政事務を併せて行うことになり、仙台陸運局は宮城特定道路運送監理事務所と仙台鉄道局陸運部鉄道課及び小運送課の二課が合体して構成された。

仙台陸運局は、仙台鉄道庁舎内（総務部、鉄道部、整備部）及び東三番丁宮城自動車会館内（自動車部）において事務を開始した。

なお、福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は 7 月 31 日まで在置された。

昭和 24 年 8 月 1 日

福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は、昭和 24 年 8 月 1 日に廃止され、同時にそれぞれ仙台陸運局分室となった。

昭和 24 年 11 月 1 日

福島、岩手、青森の各陸運局分室は廃止されて、それぞれ福島県、岩手県、青森県陸運事務所となり、同時に仙台市に宮城県陸運事務所が新設された。

昭和 25 年 2 月 1 日

自動車部小運送課は、自動車部通運課と改称された。

昭和 25 年 3 月 8 日

仙台陸運局は仙台市東二番丁に移転した。

昭和 25 年 7 月 1 日

運輸省令第 57 条により鉄道部において業務課が、自動車部において監理課、輸送課がそれぞれ廃止され、新たに鉄道部に監理課、自動車部に旅客課、貨物課が設置された。

昭和 26 年 1 月末日

仙台市東八番丁 107 番地の 1 に仙台陸運局の庁舎を新築移転した。

昭和 26 年 7 月 1 日

運輸省令第 65 号により整備部において燃料課が廃止され、新たに登録機材課が設置された。

昭和 26 年 9 月 1 日

運輸省令第 73 号により整備部において登録機材課が廃止され、新たに登録資材課が設置された。

昭和 41 年 4 月 23 日

仙台陸運局は仙台市外記丁 105 仙台合同庁舎に移転した。

昭和 44 年 4 月 1 日

運輸省令第 8 号により総務部に企画課が新設された。

昭和 52 年 4 月 18 日

運輸省令第 9 号により自動車部旅客課が廃止され新たに旅客第一課、旅客第二課が設置された。

昭和 54 年 4 月 4 日

福島県陸運事務所いわき支所が新設された。

昭和 56 年 9 月 21 日

仙台陸運局は仙台市五輪一丁目 3 番 15 号仙台第 3 合同庁舎に移転した。

昭和 58 年 11 月 1 日

青森県陸運事務所八戸支所が新設された。

昭和 59 年 7 月 1 日

運輸省設置法の改正に伴い仙台陸運局と東北海運局が統合になり、東北運輸局となった。

道路運送委員会

昭和 23 年道路運送法の実施に伴い、東北地方道路運送委員会が設置された。

道路運送審議会

昭和 25 年上記委員会は道路運送審議会と改称された。

自動車運送協議会

昭和 28 年 8 月道路運送法の一部改正に伴い道路運送審議会が廃止され、陸運局長の諮問機関として
仙台陸運局自動車運送協議会が設けられた。

地方陸上交通審議会

昭和 45 年 5 月 20 日運輸省設置法の改正に伴い、自動車運送協議会が廃止され、陸運局長の諮問機
関として新たに仙台地方陸上交通審議会が設けられた。

地方交通審議会

昭和 59 年 7 月 1 日運輸省組織令の改正に伴い、地方陸上交通審議会が廃止され、東北運輸局長の諮
問機関として新たに東北地方交通審議会が設けられた。

3 東北運輸局歴代局長・次長・部長・支局長等一覧

(平成14年6月30日まで)

	局長	次長	総務部長	企画部長	運航部長	船舶部長
氏名 就任	石井 和也 59.7.1	采木 和久 59.7.1	畑中 昭男 59.7.1	石川 幸男 59.7.1	木村 孝 59.7.1	山本 圭吾 59.7.1
〃 〃	戸田 邦司 60.6.26		荒井 寛治 60.4.1	刈田 満彦 60.4.1	後藤 強 60.4.1	小原 磯則 60.4.1
〃 〃		高橋 克彦 61.6.14			日下 八郎 61.11.1	板橋 廣明 61.7.1
〃 〃		中崎 昂 62.6.5	刈田 満彦 62.4.1	小林 四郎 62.4.1	佐藤 博信 62.12.1	
〃 〃	小川 健兒 63.6.28		小林 四郎 63.4.1	成田 博 63.4.1		小林 修 63.6.16
〃 〃		宇多 一二 元.9.16			加藤 嘉重 元.6.1	
〃 〃	松村 文夫 2.6.27		小野寺 晶 2.4.1	西山 英郎 2.4.1		松村 純一 2.8.1
〃 〃	平野 忠邦 3.6.18	戸田 正之 3.6.18			遠藤 勝治 3.4.1	
〃 〃	高橋 義典 4.10.8		京武 久美 4.4.1	千葉 富也 4.4.1	黒田 常夫 4.4.1	矢萩 強志 4.4.1
〃 〃		中島 健三 5.6.25	千葉 富也 5.4.1	原 喜信 5.4.1	金子 剛 5.4.1	
〃 〃	中島 健三 6.1.11	小倉 照雄 6.2.22	芳賀 英雄 6.11.1			木村 佳男 6.5.16
〃 〃	小倉 照雄 7.6.23	橋本 雅之 7.6.23		鈴木 章文 7.7.1	齋藤 壽 7.4.1	幸口喜佐夫 7.10.1
〃 〃			鈴木 勲 8.4.1			石丸 周象 8.4.1
〃 〃	橋本 雅之 9.1.20	茅野 泰幸 9.1.20		江崎 伸児 9.6.20	中山 博文 9.4.1	
〃 〃	茅野 泰幸 10.7.1	宮澤 徹 10.7.1	菊池 勝一 10.4.1		松下 勝利 10.4.1	久保 正博 10.7.1
〃 〃	増井 健人 11.6.25	釣谷 康 11.6.8		東山 茂 11.7.13		
〃 〃			太田 国男 12.4.1		宮内 健 12.4.1	遠藤 護 12.7.1
〃 〃	島田 知明 13.7.6	上田 信一 13.7.6		遠藤 誠之 13.4.1	大脇 充 13.4.1	
〃 〃			遠藤 清道 14.4.1			三谷 泰久 14.4.1

(平成14年6月30日まで)

	船員部長	鉄道部長	自動車部長	整備部長	宮城陸運支局長	福島陸運支局長
氏名 就任	菊池 文彦 59.7.1	荒井 寛治 59.7.1	筑波 章 59.7.1	石垣 勇 59.7.1	小林 四郎 59.7.1	安斎 昭 59.7.1
〃 〃	小野寺英三 60.4.1	安斎 昭 60.4.1				千田 登 60.4.1
〃 〃	平沢 孝 61.4.1	今野 格 61.4.1	中西 基員 61.4.1	宮寄 拓郎 61.3.20		三浦 峻 61.10.1
〃 〃				中山 寛治 62.4.1	野田 逢隈 62.4.1	
〃 〃	小野寺 晶 63.4.1		伊藤 隆 63.6.24	三宅 哲志 63.6.15		西山 英郎 63.3.1
〃 〃		見田 忠男 元.4.1			佐久間胤美 元.4.1	
〃 〃	野村 光夫 2.4.1	佐久間胤美 2.4.1	原 喜信 2.6.27	久米 正一 2.7.16	高橋 有恒 2.4.1	大内 廣志 2.4.1
〃 〃						
〃 〃	星 正義 4.4.1	高橋 有恒 4.4.1	山本 達見 4.6.23	森崎 一彦 4.7.1	大内 廣志 4.4.1	芳賀 英雄 4.4.1
〃 〃			芳賀 英雄 5.4.1		鈴木 勲 5.4.1	関戸 義司 5.4.1
〃 〃	沼澤 寧 6.4.1	瀬川 裕 6.4.1	鈴木 勲 6.11.1	増井 潤 6.7.1	鎌田 至 6.11.1	阿部 弘一 6.4.1
〃 〃				安藤 憲一 7.7.1		
〃 〃		菅野 次雄 8.4.1	阿部 弘一 8.4.1			尾形 正夫 8.4.1
〃 〃	山崎 英幸 9.4.1			和辻 健二 9.6.20	渡辺 浩志 9.4.1	太田 国男 9.4.1
〃 〃		千葉 智義 10.4.1	渡辺 浩志 10.4.1	矢作 伸一 10.7.1	太田 国男 10.4.1	奈良 弘 10.4.1
〃 〃		葛西 剛 11.4.1				駒場 輝征 11.4.1
〃 〃	細田 和芳 12.4.1		石井 英和 12.4.1		駒場 輝征 12.4.1	遠藤 清道 12.4.1
〃 〃		駒場 輝征 13.4.1		大野 祐司 13.1.20	千葉 憲一 13.4.1	
〃 〃	菅原 授 14.4.1		中野 鉄正 14.4.1		野田 昭雄 14.4.1	山田 雅之 14.4.1

(平成14年6月30日まで)

	福島陸運支局 いわき自動車検査 登録事務所長	岩手陸運支局長	青森陸運支局長	青森陸運支局 八戸自動車検査 登録事務所長	小名浜海運支局 長	釜石海運支局長
氏名	三浦 峻	大水才太郎	渡辺 昭二	福島 修	平沢 孝	飯沢 義久
就任	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1	59.7.1
〃	佐藤 春夫	今野 格	大水才太郎		永井 忠雄	小野寺 晶
〃	60.4.1	60.4.1	60.4.1		60.4.1	60.8.1
〃		西山 英郎	福島 修	高橋 善男	星 正義	
〃		61.4.1	61.4.1	61.4.1	61.4.1	
〃						西野 正志
〃						62.4.1
〃	山崎 敬	高橋 有恒	見田 忠男	片平 秀昌	庄司 忠雄	
〃	63.4.1	63.4.1	63.4.1	63.4.1	63.4.1	
〃			千葉 富也	阿部 清二		
〃			元.4.1	元.4.1		
〃		芳賀 英雄			川村 宣昭	石川 勇夫
〃		2.4.1			2.4.1	2.4.1
〃	澤栗 寛					
〃	3.4.1					
〃		関戸 義司	高橋 善男	玉田 武二	日下 守	
〃		4.4.1	4.4.1	4.4.1	4.4.1	
〃		尾形 正夫		千葉 智義		丸山 昭夫
〃		5.4.1		5.4.1		5.4.1
〃	菅野 次雄				鈴木 光夫	
〃	6.4.1				6.4.1	
〃		奈良 弘	尾形 正夫			塚原 眞堂
〃		7.4.1	7.4.1			7.4.1
〃	橘 和彦	千葉 智義	奈良 弘	千葉 憲一		
〃	8.4.1	8.4.1	8.4.1	8.4.1		
〃					塚原 眞堂	佐々木國竹
〃					9.4.1	9.4.1
〃		葛西 剛	伊藤 邦雄			
〃		10.4.1	10.4.1			
〃		千葉 憲一		鬼柳 勝	細田 和芳	海口 幸雄
〃		11.4.1		11.4.1	11.4.1	11.4.1
〃			中野 鉄正		佐藤 健一	
〃			12.4.1		12.4.1	
〃	松本 慶一	野田 昭雄		今野 進		菊田 秀明
〃	13.4.1	13.4.1		13.4.1		13.4.1
〃		屋代勝二十	菅峨 芳雄		高橋 一弘	
〃		14.4.1	14.4.1		14.4.1	

(平成14年6月30日まで)

	宮古海運支局長	気仙沼海運支局長	石巻海運支局長	八戸海運支局長	青森海運支局長
氏名	古館 現蔵	阿部 金孝	湯目 隆輝	松橋 一雄	今村 正雄
就任	59. 7. 1	59. 7. 1	59. 7. 1	59. 7. 1	59. 7. 1
〃	安久津 智	大和田義人	土生 哲	成田 博	阿部 金孝
〃	60. 4. 1	60. 4. 1	60. 4. 1	60. 4. 1	60. 4. 1
〃				野村 光夫	
〃				61. 4. 1	
〃	本田 真一	小野寺 晶	田中 隆夫		土生 哲
〃	62. 4. 1	62. 4. 1	62. 4. 1		62. 4. 1
〃		星 正義	山崎 英幸		
〃		63. 4. 1	63. 4. 1		
〃	浅野 昭二			後藤 亨	
〃	元. 4. 1			元. 4. 1	
〃	山崎 英幸	沼澤 寧	庄司 忠雄		京武 久美
〃	2. 4. 1	2. 4. 1	2. 4. 1		2. 4. 1
〃			奈良 弘		
〃			3. 4. 1		
〃		山崎 敬		川村 宣昭	沼澤 寧
〃		4. 4. 1		4. 4. 1	4. 4. 1
〃					
〃	菅崎 守雄		黒須 光雄		庄司 忠雄
〃	6. 4. 1		6. 4. 1		6. 4. 1
〃		丸山 昭夫		渡辺 浩志	
〃		7. 4. 1		7. 4. 1	
〃	及川喜三郎		菅崎 守雄		菊池 勝一
〃	8. 4. 1		8. 4. 1		8. 4. 1
〃		伊藤 邦雄		三浦 隆	
〃		9. 4. 1		9. 4. 1	
〃	小野寺正二	大場 正孝		駒場 輝征	石井 英和
〃	10. 7. 1	10. 4. 1		10. 4. 1	10. 4. 1
〃			佐々木國竹	菅原 授	
〃			11. 4. 1	11. 4. 1	
〃		阿部 知昭	大場 正孝	橋本 進	菅原 授
〃		12. 4. 1	12. 4. 1	12. 4. 1	12. 4. 1
〃			山田 雅之		
〃			13. 4. 1		
〃	芳賀 幸一	北村 治	高橋 公男		高橋 勉
〃	14. 1. 1	14. 4. 1	14. 4. 1		14. 4. 1

(平成14年7月1日以降)

	局長	次長	総務部長	企画振興部長 企画観光部長 (18.7.1) 交通政策部 (27.7.1)	交通環境部長 観光部 (27.7.1)
氏名 就任	島田 知明 14.7.1	上田 信一 14.7.1	遠藤 清道 14.7.1	遠藤 誠之 14.7.1	三谷 泰久 14.7.1
〃 〃	久米 正一 14.8.1				
〃 〃		大野 裕夫 15.7.18		長濱 克史 15.7.18	
〃 〃	松本 和良 16.7.15	飯塚 裕 16.3.1	高橋 公男 16.4.1	名執 潔 16.7.5	白井 精一 16.4.1
〃 〃		添田 慎二 17.8.2			
〃 〃	佐伯 洋 18.6.15		小山 昭憲 18.4.1	三橋 勝彦 18.7.11	西條 憲一 18.5.1
〃 〃	内藤 政彦 19.7.10	村上 玉樹 19.7.3			濱路 和明 19.7.1
〃 〃	木場 宣行 20.7.4		佐々木 仁 20.4.1	有田 幸司 20.7.4	
〃 〃		菅野 孝一 21.7.14		林 泰三 21.7.14	池田 陽彦 21.4.1
〃 〃	清谷 伸吾 22.8.10		菊池 憲満 22.4.1		田口 昭門 22.4.1
〃 〃		松本 年弘 23.8.1		坂本 慶介 23.8.8	
〃 〃	長谷川 伸一 24.8.1	菅井 雅昭 24.7.1			吉元 博文 24.4.1
〃 〃			吉田 豊 25.4.1	吉田 昭二 25.7.1	三杉 孝昌 25.4.1
〃 〃	永松 健次 26.7.8	七尾 英弘 26.7.1			庄子 政美 26.4.1
〃 〃			五代儀 教 27.4.1	庄子 政美 27.7.1	飛田 章 27.7.1
〃 〃	尾関 良夫 28.6.24	角野 隆 28.6.21		武内 伸之 28.4.1	
〃 〃			谷藤 耕治 29.4.1	藤澤 義人 29.4.1	高田 公夫 29.7.1
〃 〃	吉田 耕一郎 30.7.31	小泉 哲也 30.1.1			
〃 〃		藤井 教 元.7.9		佐々木 雅幸 31.4.1	小野 協子 31.4.1
〃 〃	亀山 秀一 R2.7.21	杉野 浩茂 R2.8.1	遠嶋 孝則 R2.4.1		
〃 〃	田中 由紀 R3.7.1			五十嵐 誠 R3.4.1	鈴木 邦夫 R3.7.1
〃 〃		伊藤 達也 R4.1.14	澤村 和則 R4.4.1		
〃 〃	石谷 俊史 R5.7.4	大釜 達夫 R5.1.13	宮嶋 睦男 R5.4.1	鈴木 邦夫 R5.4.1	長澤 秀博 R5.4.1

(平成14年7月1日以降)

	鉄道部長	自動車交通部長	自動車技術安全部長	海事振興部長	海上安全環境部長
氏名 就任	駒場 輝征 14.7.1	中野 鉄正 14.7.1	大野 祐司 14.7.1	菅原 授 14.7.1	大脇 充 14.7.1
〃 〃			島 雅之 14.8.1		
〃 〃	屋代勝二十 15.4.1				
〃 〃	大川 清 16.4.1	小森 静雄 16.4.1	三上 哲史 16.7.1	小原 得司 16.4.1	橋本 進 16.4.1
〃 〃	石崎 哲夫 17.4.1	中嶋 隆男 17.4.1			北村 治 17.4.1
〃 〃	鈴木 文男 18.4.1	秋村 端 18.4.1		松本 慶一 18.4.1	菊田 秀明 18.4.1
〃 〃	渡辺 敏晴 19.4.1	三澤 眞一 19.4.1	江坂 行弘 19.7.10	岡田 幸治 19.4.1	伊藤 隆雄 19.4.1
〃 〃	岸谷 克己 20.4.1	藤田 博 20.4.1	多田 雅司 20.4.1	長町 哲次 20.4.1	阿部 幸一 20.4.1
〃 〃		大宮 勝 21.4.1			佐藤 健彦 21.4.1
〃 〃		大泉 宏 22.4.1	船生 弘隆 22.4.1	佐藤 健彦 22.4.1	鈴木 健寿 22.4.1
〃 〃			長谷川 茂 23.4.1		
〃 〃		熊沢 治夫 24.4.1		本田 昭則 24.4.1	上村 正人 24.4.1
〃 〃	伊藤 範夫 25.4.1	御木 剛栄 25.4.1			田中 信行 25.4.1
〃 〃			鈴木 義男 26.4.1	矢島 優一 26.4.1	田中 独歩 26.8.1
〃 〃	虹林 康二 27.4.1	中屋敷 守央 27.4.1		菅原 勝良 27.4.1	
〃 〃			千葉 美記 28.4.1		仲田 光男 28.4.1
〃 〃	寺戸 成周 29.4.1		堀江 暢俊 29.4.1	畠山 博文 29.4.1	
〃 〃		木村 和博 30.4.1			米川 佳宏 30.4.1
〃 〃	保刈 芳信 31.4.1		衣本 啓介 元.7.9		
〃 〃		菅原 克也 R2.4.1		寺川 直樹 R2.4.1	桶谷 光洋 R2.4.1
〃 〃	齊藤 仁伸 R3.4.1		佐藤 博昭 R3.4.1	佐藤 聡 R3.7.1	阿曾 薫 R3.4.1
〃 〃		伊藤 誠 R4.4.1			門真 和人 R4.4.1
〃 〃				山本 実 R5.4.1	

(平成14年7月1日以降)

	青森運輸支局長	青森運輸支局 八戸自動車検査 登録事務所長	青森運輸支局 八戸海事事務所長	岩手運輸支局長	宮城運輸支局長	秋田運輸支局長
氏名	菅峨 芳雄	今野 進	中嶋 隆男	屋代勝二十	野田 昭雄	中村 啓市
就任	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1
〃						
〃		清水 武		大川 清	高橋 一弘	斎藤 隆志
〃		15.10.1		15.4.1	15.4.1	15.4.1
〃	中嶋 隆男		秋村 端	鹿内 朝明	須藤 正彦	佐藤 正己
〃	16.4.1		16.4.1	16.4.1	16.10.1	16.4.1
〃	秋村 端		櫻庭 彰一			仁村 幸雄
〃	17.4.1		17.4.1			17.4.1
〃	桜庭 彰一	阿部 敏信	菅原 眞二郎	渡辺 敏晴	今内 恭一	佐々木 仁
〃	18.4.1	18.4.1	18.4.1	18.4.1	18.4.1	18.4.1
〃		石川 政治	野田 富久	鈴木 志郎		
〃		19.4.1	19.4.1	19.4.1		
〃	伊壺 時雄	吉崎 照保	木村 誠	船生 弘隆	鈴木 志郎	菊田 善昭
〃	20.4.1	20.4.1	20.4.1	20.4.1	20.4.1	20.4.1
〃	安中 良	斉藤 隆	西村 貞雄		菊田 善昭	熊沢 治夫
〃	21.4.1	21.4.1	21.4.1		21.4.1	21.4.1
〃				松田 憲幸	熊沢 治夫	大宮 勝
〃				22.4.1	22.4.1	22.4.1
〃	千田 等一		佐藤 一男			三杉 孝昌
〃	23.4.1		23.7.1			23.4.1
〃		長内 孝慈	高岡 純一	鑄田 幸志	穴戸 紳一郎	
〃		24.4.1	24.4.1	24.4.1	24.4.1	
〃		赤石 佳昭				高橋 浩也
〃		25.4.1				25.4.1
〃	佐藤 幸彦	小野 昇	太田 悦弥	中屋敷 守央	五代儀 敦	武内 伸之
〃	26.4.1	26.4.1	26.4.1	26.4.1	26.4.1	26.4.1
〃	石川 智弘	杉本 秀美		藤原 博之	千葉 美記	
〃	27.4.1	27.4.1		27.4.1	27.4.1	
〃	藤澤 義人	一ノ渡 俊行	藤田 正史	武部 勝彦	清野 和也	木村 和博
〃	28.4.1	28.4.1	28.4.1	28.4.1	28.4.1	28.4.1
〃	早川 勤也			結城 晃		
〃	29.4.1			29.4.1		
〃	菅原 克也	小山 重彦		保刈 芳信		兼平 悟
〃	30.4.1	30.4.1		30.4.1		30.4.1
〃			畠山 悟	高瀬 福也	宮澤 淳	
〃			31.4.1	31.4.1	31.4.1	
〃	伊藤 誠			大水 直樹	奈良岡 司	五十嵐 誠
〃	R2.4.1			R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1
〃		若松 浩	野崎 等		鈴木 二三夫	玉田 紀之
〃		R3.4.1	R3.4.1		R3.4.1	R3.4.1
〃	佐々木 久哉			渡辺 正幸	佐藤 雅和	
〃	R4.4.1			R4.4.1	R4.4.1	
〃		泉 幸一		藤田 一彦	石村 仁	佐々木 敏
〃		R5.4.1		R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1

(平成14年7月1日以降)

	山形運輸支局長	山形運輸支局 庄内自動車検査 登録事務所長	福島運輸支局長	福島運輸支局 いわき自動車検査 登録事務所長	気仙沼海事事務所長	石巻海事事務所長
氏名	永井 政秀	工藤 清美	山田 雅之	松本 慶一	北村 治	高橋 公男
就任	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1	14.7.1
〃						
〃		渡邊 光民	高橋 公男	千代谷俊行	須藤 正彦	松本 慶一
〃		15.4.1	15.4.1	15.4.1	15.4.1	15.4.1
〃	行方 博彦	小松 良美	秋葉 秀雄		今内 恭一	
〃	16.4.1	16.4.1	16.4.1		16.10.1	
〃	横井 優			今村 善一		田鎖 輝昭
〃	17.4.1			17.4.1		17.4.1
〃	山崎 孝一	城内 寛	岡田 幸治	四宮 公男	野田 富久	今村 善一
〃	18.4.1	18.4.1	18.4.1	18.4.1	18.4.1	18.4.1
〃	多田 雅司		藤田 博		佐藤 健彦	
〃	19.4.1		19.4.1		19.4.1	
〃	大泉 宏	戸澤 良一	高橋 博	高橋 甚之助		小泉 実
〃	20.4.1	20.4.1	20.4.1	20.4.1		20.4.1
〃			長谷川 茂	鈴木 秀春	上村 正人	木村 誠
〃			21.4.1	21.4.1	21.4.1	21.4.1
〃	小野寺 享			穴戸 紳一郎		佐々木 善男
〃	22.4.1			22.4.1		22.4.1
〃			御木 剛榮	大槻 昇	吉田 清一	鈴木 秀春
〃			23.4.1	23.7.1	23.7.1	23.4.1
〃	松田 憲幸	渡辺 正一		佐藤 俊雄		百々 和之
〃	24.4.1	24.4.1		24.4.1		24.4.1
〃			小池 清索			阿部 忠男
〃			25.4.1			25.4.1
〃	千葉 美記	小坂 俊一		高橋 和裕	阿部 正隆	
〃	26.4.1	26.4.1		26.4.1	26.4.1	
〃	松澤 和幸	佐々木 修	清野 和也	菅原 公夫		
〃	27.4.1	27.4.1	27.4.1	27.4.1		
〃	石川 智弘	柴田 克則	谷藤 耕治	結城 晃	兼平 悟	千代谷 昇
〃	28.4.1	28.4.1	28.4.1	28.4.1	28.4.1	28.4.1
〃			佐々木 雅幸	風間 茂		
〃			29.4.1	29.4.1		
〃	伊藤 一哉	柳町 敏夫			半澤 敏郎	宮澤 淳
〃	30.4.1	30.4.1			30.4.1	30.4.1
〃	宮地 和久		遠嶋 孝則	阿部 裕一		峯田 重信
〃	31.4.1		31.4.1	31.4.1		31.4.1
〃	佐藤 博昭	阿部 裕一	佐藤 聡	高橋 浩	田口 幸治	
〃	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	
〃	澤村 和則		有路 仙之			後藤 明広
〃	R3.4.1		R3.7.1			R3.4.1
〃	宮嶋 睦男	阿部 孝一		柳川 聡	佐藤 薫	
〃	R4.4.1	R4.4.1		R4.4.1	R4.4.1	
〃	有路 仙之		佐藤 雅和	斉藤 満	渡邊 秀樹	
〃	R5.4.1		R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	

4 東北地方交通審議会

(1) 東北地方交通審議会発足までの経緯

昭和24年6月1日

地方道路運送審議会 — 廃止 (昭24. 12)

└道路運送審議会 (昭25.) — 廃止 (昭28.)

└自動車運送協議会 (昭28.) — 廃止 (昭45.)

└地方陸上交通審議会 (昭45.) — 廃止 (昭59.)

└地方交通審議会 (昭59. 7. 1) ※ (平14. 7. 1)

運輸省設置法

運輸省組織令

国土交通省組織令

(昭24年法律第157号)

(昭59年政令第175号)

(平12年政令第255号)

※東北運輸局の管轄区域・内部組織の再編に伴い、各県毎の「地域交通計画」を改め、ブロック毎に「地方ブロック公共交通・環境計画」を策定することとされた。

(2) 審議経過等

昭和46年 5月25日「東北の中核都市における都市交通のあり方について」諮問

〃 47. 3. 31 同事案答申

〃 49. 3. 18 「仙台都市圏における大量高速輸送機関を中心とする公共交通機関に関する基本的計画について」諮問

〃 50. 8. 19 同事案答申

〃 56. 2. 24 「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 57. 3. 25 同事案答申

〃 57. 7. 19 「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 3. 23 「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 8. 1 岩手県事案答申

〃 59. 3. 30 宮城県事案答申

〃 59. 4. 23 「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 60. 3. 25 同事案答申

〃 60. 9. 27 第1回東北地方交通審議会 (管内4県に常設の部会を設置することを承認)

〃 60. 11. 26 第1回福島県部会 (常設部会)

〃 61. 1. 24 第1回岩手県部会 (常設部会)

〃 61. 2. 13 第1回宮城県部会 (常設部会)

〃 61. 3. 25 第1回青森県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 17 第2回宮城県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 18 第2回福島県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 25 第2回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 23 第3回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 25 第2回岩手県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 28 第3回宮城県部会 (常設部会)

平成 元. 3. 30 第3回福島県部会 (常設部会)

〃 元. 11. 29 第4回宮城県部会 (常設部会)

〃 2. 2. 13 第3回岩手県部会 (常設部会)

平成 2. 1 1. 8 第4回青森県部会（常設部会）

〃 4. 2. 4 第4回福島県部会（常設部会）

〃 4. 3. 2 5 第4回岩手県部会（常設部会）

〃 4. 1 2. 1 6 第5回宮城県部会（常設部会）

〃 5. 3. 2 4 第5回青森県部会（常設部会）

〃 5. 1 0. 2 5 第2回東北地方交通審議会
「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 5. 1 1. 2 第5回福島県部会（常設部会）

〃 7. 4. 2 4 第6回福島県部会（常設部会）

〃 7. 5. 3 0 第7回福島県部会（常設部会）

〃 7. 5. 3 0 福島県事案答申

〃 7. 1 1. 2 第3回東北地方交通審議会
「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 7. 1 1. 1 4 第5回岩手県部会（常設部会）

〃 8. 1 1. 2 2 第6回岩手県部会（常設部会）

〃 9. 2. 2 5 第7回岩手県部会（常設部会）

〃 9. 2. 2 5 岩手県事案答申

〃 1 0. 2. 2 3 第4回東北地方交通審議会
「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 1 0. 2. 2 3 第6回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 1. 1 1 第7回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 4. 2 3 第8回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 4. 2 3 宮城県事案答申

〃 1 1. 9. 6 第5回東北地方交通審議会
「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 1 1. 9. 3 0 第6回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 7. 2 6 第7回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 1 2. 1 第8回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 1 2. 1 青森県事案答申

〃 1 4. 6. 3 0 常設部会（管内4県）廃止

〃 1 5. 3. 2 6 第6回東北地方交通審議会（観光戦略部会設置承認）
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光振興戦略について」諮問

〃 1 5. 7. 1 1 第1回観光戦略部会

〃 1 5. 9. 8 第2回観光戦略部会

〃 1 6. 1. 2 9 第3回観光戦略部会

〃 1 6. 5. 2 5 第7回東北地方交通審議会（交通部会設置承認）

〃 1 6. 5. 2 5 第1回交通部会

〃 1 6. 1 0. 1 2 第2回交通部会

〃 1 6. 1 1. 1 1 第4回観光戦略部会

〃 1 6. 1 2. 2 1 第3回交通部会

〃 1 7. 2. 3 第5回観光戦略部会

〃 1 7. 2. 3 第4回交通部会

平成 17. 3. 24 第8回東北地方交通審議会
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」答申

// 18. 3. 29 第9回東北地方交通審議会（政策推進部会設置承認）

// 18. 11. 27 第1回政策推進部会

// 19. 2. 26 第2回政策推進部会

// 19. 3. 28 第10回東北地方交通審議会（観光WG（仮称）設置承認）

// 19. 10. 16 「東北観光基本計画の策定について」諮問

// 19. 10. 24 第1回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 1. 23 第2回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 2. 21 第3回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 3. 13 第11回東北地方交通審議会
「東北観光基本計画について」答申

// 21. 3. 24 第12回東北地方交通審議会

// 21. 7. 28 第3回政策推進部会

// 21. 10. 27 第4回政策推進部会

// 21. 12. 25 第5回政策推進部会

// 22. 3. 9 第6回政策推進部会

// 22. 3. 23 第13回東北地方交通審議会
「東北公共交通アクションプラン」決定

// 24. 3. 22 第14回東北地方交通審議会（東北観光基本計画策定委員会設置承認）

// 25. 3. 12 第15回東北地方交通審議会
「東北公共交通アクションプランの一部改定」決定
「東北観光基本計画の策定について」答申

// 26. 3. 25 第16回東北地方交通審議会

// 27. 3. 23 第17回東北地方交通審議会

// 28. 3. 25 第18回東北地方交通審議会

// 28. 8. 4 第7回政策推進部会

// 28. 9. 23 第8回政策推進部会

// 28. 10. 28 第9回政策推進部会

// 28. 11. 28 第19回東北地方交通審議会
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」フォローアップ

// 29. 2. 6 第10回政策推進部会

// 29. 2. 24 第11回政策推進部会

// 29. 3. 17 第20回東北地方交通審議会

// 30. 3. 22 第21回東北地方交通審議会

(3) 委員名簿

【敬称略】

役 職	氏 名	所 属
委 員	宮本 保彦	東北経済連合会副会長
委 員	一力 敦彦	東北放送株式会社代表取締役社長
委 員	徳永 幸之	宮城大学事業構想学群教授
委 員	宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授

令和5年8月21日現在

(4) 地方交通審議会関係法令

① 国土交通省組織令（抄）

平成12年6月7日

政令第255号

（地方交通審議会）

第214条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和三十二年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、国土交通省令で定める。

② 地方交通審議会規則

平成13年1月6日

国土交通省令第24号

（所掌事務）

第1条 地方交通審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて、地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関の長に建議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和三十二年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第2条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地方公共団体の長若しくはその職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、地方運輸局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方運輸局交通政策部交通企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日、地方交通審議会規則(平成十三年国土交通省令第二十四号)となるものとする。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月三〇日国土交通省令第五〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

③ 東北地方交通審議会運営規則

昭和 46 年 2 月制定
昭和 56 年 2 月改正
昭和 59 年 6 月改正
平成 7 年 10 月改正
平成 12 年 12 月改正
平成 15 年 3 月改正

(趣旨)

第 1 条 東北地方交通審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方交通審議会規則(平成 13 年国土交通省令第 24 号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集及び欠席)

第 2 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の 5 日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

4 前項の場合において臨時委員(関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。)にあっては、代理を出席させることができる。

(議長)

第 3 条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(委員等以外の者の出席)

第 4 条 会長は、必要あると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

(緊急議案)

第 5 条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第 2 条第 2 項の規定により通知のあった審議事項以外の事項についても決議することができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

(議事要録)

第7条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成し、公開するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1. 日時及び場所
2. 出席した委員等の氏名
3. 審議事項
4. 審議の概要
5. 議長が必要と認める事項
6. 前条ただし書により、会議を非公開とした場合は、その理由

3 第1項の規定にかかわらず、議事要録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(答申書等)

第8条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第9条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第7条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和46年2月18日から適用する。

附 則

この規定は、昭和56年3月10日から適用する。

附 則

この規定は、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成7年10月23日から適用する。

附 則

この規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年3月26日から適用する。

5 東北運輸局管内市町村別人口

令和5年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
青 森 県			
	県 計	1,225,497	594,597
	市 計	951,703	469,373
	町 村 計	273,794	125,224
1	青 森 市	271,544	137,074
2	弘 前 市	164,243	80,632
3	八 戸 市	221,229	110,195
4	黒 石 市	31,557	13,930
5	五 所 川 原 市	51,637	25,629
6	十 和 田 市	59,024	28,054
7	三 沢 市	38,274	19,517
8	む つ 市	53,884	28,582
9	つ が る 市	30,185	13,505
10	平 川 市	30,126	12,255
	東津軽郡計	20,437	9,985
11	平 内 町	10,187	4,803
12	今 別 町	2,311	1,335
13	蓬 田 村	2,581	1,131
14	外ヶ浜町	5,358	2,716
	西津軽郡計	16,261	7,950
15	鱒ヶ沢町	8,981	4,398
16	深 浦 町	7,280	3,552
	中津軽郡計	1,272	550
17	西 目 屋 村	1,272	550
	南津軽郡計	30,685	13,110
18	藤 崎 町	14,578	6,160
19	大 鰐 町	8,688	4,115
20	田 舎 館 村	7,419	2,835
	北津軽郡計	34,702	15,787
21	板 柳 町	12,714	5,455
22	鶴 田 町	11,988	5,365
23	中 泊 町	10,000	4,967
	上北郡計	93,889	43,066
24	野 辺 地 町	12,341	6,372
25	七 戸 町	14,631	6,843
26	六 戸 町	10,836	4,644
27	横 浜 町	4,286	2,145
28	東 北 町	16,625	7,251
29	六ヶ所村	9,886	4,996
30	おいらせ町	25,284	10,815
	下北郡計	14,217	7,072
31	大 間 町	4,870	2,500
32	東 通 村	5,923	2,828
33	風 間 浦 村	1,690	866
34	佐 井 村	1,734	878
	三戸郡計	62,331	27,704
35	三 戸 町	9,172	4,147

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
36	五 戸 町	16,088	7,041
37	田 子 町	4,986	2,103
38	南 部 町	16,965	7,490
39	階 上 町	12,909	6,022
40	新 郷 村	2,211	901

令和5年1月1日現在

市 町 村 名		人 口	世 帯 数
岩 手 県			
県 計		1,189,670	533,908
市 計		980,991	444,293
町 村 計		208,679	89,615
1	盛岡市	282,960	138,238
2	宮古市	48,038	22,959
3	大船渡市	33,540	14,765
4	花巻市	92,385	38,726
5	北上市	92,056	40,866
6	久慈市	32,645	15,488
7	遠野市	25,058	10,689
8	一関市	109,697	46,385
9	陸前高田市	17,970	7,609
10	釜石市	30,624	15,881
11	二戸市	25,138	11,715
12	八幡平市	23,975	10,598
13	奥州市	111,632	46,340
14	滝沢市	55,273	24,034
岩手郡計		33,299	14,426
15	雫石町	15,559	6,374
16	葛巻町	5,607	2,678
17	岩手町	12,133	5,374
紫波郡計		59,619	23,799
18	紫波町	33,049	12,814
19	矢巾町	26,570	10,985
和賀郡計		5,022	2,225
20	西和賀町	5,022	2,225
胆沢郡計		15,239	6,268
21	金ヶ崎町	15,239	6,268
西磐井郡計		7,010	2,605
22	平泉町	7,010	2,605
気仙郡計		4,906	2,073
23	住田町	4,906	2,073
上閉伊郡計		10,928	5,279
24	大槌町	10,928	5,279
下閉伊郡計		28,298	13,140
25	山田町	14,486	6,475
26	岩泉町	8,310	4,204
27	田野畑村	3,061	1,359
28	普代村	2,441	1,102
九戸郡計		33,125	14,318
29	軽米町	8,312	3,687
30	野田村	4,027	1,661
31	九戸村	5,365	2,183
32	洋野町	15,421	6,787
二戸郡計		11,233	5,482
33	一戸町	11,233	5,482

令和5年1月末現在

市 町 村 名		人 口	世 帯 数
宮 城 県			
県 計		2,255,300	1,035,607
市 計		1,913,544	896,591
町 村 計		341,756	139,016
1	仙台市	1,066,898	537,486
2	石巻市	136,591	62,195
3	塩竈市	52,398	23,990
4	気仙沼市	58,820	26,183
5	白石市	31,870	14,116
6	名取市	79,613	32,881
7	角田市	27,240	11,443
8	多賀城市	62,204	28,080
9	岩沼市	43,593	18,662
10	登米市	74,653	27,200
11	栗原市	63,143	24,881
12	東松島市	38,865	16,541
13	大崎市	125,258	52,727
14	富谷市	52,398	20,206
刈田郡計		12,511	5,167
15	蔵王町	11,250	4,549
16	七ヶ宿町	1,261	618
柴田郡計		78,965	34,009
17	大河原町	23,574	10,304
18	村田町	10,220	4,075
19	柴田町	36,910	16,239
20	川崎町	8,261	3,391
伊具郡計		12,152	4,909
21	丸森町	12,152	4,909
亶理郡計		44,917	17,998
22	亶理町	33,215	13,185
23	山元町	11,702	4,813
宮城郡計		67,267	26,598
24	松島町	13,302	5,712
25	七ヶ浜町	17,996	6,846
26	利府町	35,969	14,040
黒川郡計		41,512	17,275
27	大和町	28,147	12,280
28	大郷町	7,728	2,900
29	大衡村	5,637	2,095
加美郡計		28,135	10,323
30	色麻町	6,396	2,083
31	加美町	21,739	8,240
遠田郡計		38,377	15,286
32	涌谷町	14,905	5,991
33	美里町	23,472	9,295
牡鹿郡計		5,964	3,012
34	女川町	5,964	3,012
本吉郡計		11,956	4,439
35	南三陸町	11,956	4,439

令和5年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
秋 田 県			
	県 計	941,021	385,527
	市 計	854,548	354,108
	町 村 計	86,473	31,419
1	秋 田 市	300,470	138,579
2	能 代 市	49,353	21,028
3	横 手 市	84,294	30,913
4	大 館 市	68,083	27,885
5	男 鹿 市	24,784	10,219
6	湯 沢 市	41,479	16,236
7	鹿 角 市	28,473	10,713
8	由 利 本 荘 市	72,753	28,482
9	潟 上 市	31,836	12,499
10	大 仙 市	76,537	28,372
11	北 秋 田 市	29,339	11,449
12	に か ほ 市	23,047	8,638
13	仙 北 市	24,100	9,095
	鹿角郡計	4,688	1,982
14	小 坂 町	4,688	1,982
	北秋田郡計	2,029	813
15	上 小 阿 仁 村	2,029	813
	山本郡計	24,392	9,268
16	藤 里 町	2,899	1,091
17	三 種 町	15,020	5,636
18	八 峰 町	6,473	2,541
	南秋田郡計	21,141	7,724
19	五 城 目 町	8,369	3,290
20	八 郎 潟 町	5,376	2,117
21	井 川 町	4,386	1,487
22	大 潟 村	3,010	830
	仙北郡計	18,189	5,984
23	美 郷 町	18,189	5,984
	雄勝郡計	16,034	5,648
24	羽 後 町	13,642	4,501
25	東 成 瀬 村	2,392	1,147

令和5年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
山 形 県			
	県 計	1,037,677	400,529
	市 計	839,008	332,510
	町 村 計	198,669	68,019
1	山 形 市	243,965	103,730
2	米 沢 市	79,369	33,637
3	鶴 岡 市	118,404	45,859
4	酒 田 市	97,227	39,651
5	新 庄 市	32,929	12,681
6	寒 河 江 市	39,476	13,989
7	上 山 市	28,038	10,492
8	村 山 市	21,448	7,481
9	長 井 市	25,602	9,526
10	天 童 市	61,273	22,843
11	東 根 市	47,898	17,102
12	尾 花 沢 市	13,951	4,730
13	南 陽 市	29,428	10,789
	東村山郡計	23,727	8,097
14	山 辺 町	13,339	4,557
15	中 山 町	10,388	3,540
	西村山郡計	34,686	12,155
16	河 北 町	16,897	5,944
17	西 川 町	4,600	1,634
18	朝 日 町	5,970	2,100
19	大 江 町	7,219	2,477
	北村山郡計	6,120	1,998
20	大 石 田 町	6,120	1,998
	最上郡計	34,262	11,292
21	金 山 町	4,769	1,532
22	最 上 町	7,551	2,541
23	舟 形 町	4,739	1,564
24	真 室 川 町	6,741	2,238
25	大 蔵 村	2,843	929
26	鮭 川 村	3,712	1,187
27	戸 沢 村	3,907	1,301
	東置賜郡計	35,405	11,847
28	高 畠 町	21,651	7,422
29	川 西 町	13,754	4,425
	西置賜郡計	25,394	9,250
30	小 国 町	6,757	2,795
31	白 鷹 町	12,357	4,365
32	飯 豊 町	6,280	2,090
	東田川郡計	26,706	8,987
33	三 川 町	7,418	2,358
34	庄 内 町	19,288	6,629
	飽海郡計	12,369	4,393
35	遊 佐 町	12,369	4,393

令和5年1月1日現在

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
福 島 県			
	県 計	1,818,581	796,575
	市 計	1,456,599	649,210
	町 村 計	361,982	147,365
1	福 島 市	270,744	124,704
2	会津若松市	114,200	52,290
3	郡 山 市	317,486	144,812
4	い わ き 市	310,890	146,722
5	白 河 市	58,743	25,138
6	須 賀 川 市	74,634	30,266
7	喜 多 方 市	45,078	18,757
8	相 馬 市	33,355	14,328
9	二 本 松 市	52,162	20,520
10	田 村 市	34,264	12,822
11	南 相 馬 市	57,527	24,499
12	伊 達 市	57,558	23,074
13	本 宮 市	29,958	11,278
	伊達郡計	31,587	13,341
14	桑 折 町	11,229	4,604
15	国 見 町	8,400	3,388
16	川 俣 町	11,958	5,349
	安達郡計	8,762	3,067
17	大 玉 村	8,762	3,067
	岩瀬郡計	17,835	6,911
18	鏡 石 町	12,531	4,929
19	天 栄 村	5,304	1,982
	南会津郡計	23,781	10,646
20	下 郷 町	5,123	2,166
21	檜 枝 岐 村	521	202
22	只 見 町	3,961	1,833
23	南 会 津 町	14,176	6,445
	耶麻郡計	24,606	10,129
24	北 塩 原 村	2,478	1,071
25	西 会 津 町	5,694	2,528
26	磐 梯 町	3,289	1,197
27	猪 苗 代 町	13,145	5,333
	河沼郡計	20,892	8,093
28	会津坂下町	14,777	5,820
29	湯 川 村	3,073	1,024
30	柳 津 町	3,042	1,249
	大沼郡計	23,301	9,615
31	三 島 町	1,414	695
32	金 山 町	1,801	992
33	昭 和 村	1,142	631
34	会津美里町	18,944	7,297

	市 町 村 名	人 口	世 帯 数
	西白河郡計	48,342	19,521
35	西 郷 村	20,317	8,562
36	泉 崎 村	6,205	2,382
37	中 島 村	4,860	1,713
38	矢 吹 町	16,960	6,864
	東白川郡計	29,857	11,560
39	棚 倉 町	13,277	5,110
40	矢 祭 町	5,352	2,084
41	埜 町	8,195	3,296
42	鮫 川 村	3,033	1,070
	石川郡計	36,817	13,976
43	石 川 町	14,122	5,693
44	玉 川 村	6,312	2,205
45	平 田 村	5,625	2,181
46	浅 川 町	5,984	2,167
47	古 殿 町	4,774	1,730
	田村郡計	25,802	10,246
48	三 春 町	16,489	6,520
49	小 野 町	9,313	3,726
	双葉郡計	57,860	25,515
50	広 野 町	4,672	2,272
51	檜 葉 町	6,648	3,153
52	富 岡 町	11,736	5,645
53	川 内 村	2,366	1,179
54	大 熊 町	10,002	3,914
55	双 葉 町	5,539	2,197
56	浪 江 町	15,590	6,666
57	葛 尾 村	1,307	489
	相馬郡計	12,540	4,745
58	新 地 町	7,716	2,937
59	飯 舘 村	4,824	1,808

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和5年1月1日現在）